

令和2年12月24日

三重県議会議長 様

会派名 新政みえ

会派代表者 稲垣 昭義

質問者 藤田 宜三



文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次の通り文書による質問を提出いたします。

1. 質問項目及び内容

令和2年10月、高等学校において教諭から生徒に向け、PCR検査を受けた家族がいることを知りながら、その心情を傷つける発言があった。以降、県教育委員会、学校の対応が行われているが、さらに状況は混沌としている。そこで、この件に対する県教育委員会の見解を問う。

- (1) 教育長は記者会見において、教諭の発言は差別にあたるとしているが、今回の件の何が問題であり、差別であるのか、明らかにされたい。
- (2) 人権に関してより高い見識を求められる教育行政、学校において、今回の件を教訓として互いに学びあい、認識を高めていく必要があると考える。教諭個人にとどまらず、生徒やご家族が何に傷つき、何に怒って見えるのか、そこに含まれる差別とは何か、明らかにしあうことから始めなければならない。そこで、再発防止等について今後どのように取り組んでいくのか、お考えを問う。

2. 質問の趣旨及び理由

学校は冬季休業に入ったが、1月に入るとすぐ3学期が始まる。新型コロナウイルス感染症が収束するとは考えにくく、さらに感染が拡大する危険性もあり、コロナ禍での学校生活は続いていく。今回のような事態の再発を防ぐためにも、この事案をそれぞれの教育現場で教訓とし、教職員が互いに学びあいながら人権感覚を研ぎ澄まし、差別を容認しない感性と力量を高めることが必要だと考える。

そこで、まず、今回の件で何が差別であるのかをしっかりと共有することが大切であるので、考えを確認したい。また、当該教諭個人や該当校のみの課題とせず、学校における教職員研修の方向性やその内容等についても、広め深める必要があると考えるので、教育委員会事務局の更なる人権意識醸成の課題も含め、回答をいただきたい。

3. 回答を求める者

三重県教育委員会教育長

